

# 石油製品品質確保事業

令和6年度概算要求額 **11億円（11億円）**

## 事業の内容

### 事業目的

#### （1）石油製品品質確保事業

揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）に基づく自主分析義務と併せ、本事業の実施を通じて適正な品質の石油製品の安定的な供給を実現することを目的とする。

#### （2）石油流通システム運用事業

品確法の登録申請手続等の電子化により、手続に要するコスト等の低減やSSデータの統合管理・利活用の実現を目的とする。

### 事業概要

#### （1）石油製品品質確保事業

事業実施者は、全国のカソリンスタンド（SS）を事前の予告なしに訪問し、実際に販売されている石油製品を購入した後、品確法に定める品質規格を遵守しているかどうかを分析する。分析の結果、品確法の規格に適合していないことが判明した場合には、事業実施者は直ちに経済産業省及び関係する地方経済産業局に結果を報告する。（補助率：10/10）

#### （2）石油流通システム運用事業

品確法の登録申請手続（新規・変更・承継・廃業など）について、電子化を推進し、行政コストの低減や、SSデータの統合管理・利活用の実現を目指す。（委託）

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

### （1）石油製品品質確保事業



### （2）石油流通システム運用事業



## 成果目標

不適合SSに対して注意喚起等を行うことで適正品質の石油製品比率100%を目指す。